

社会福祉法人栄光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄光会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費で、報酬でないものをいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて第4条に規定する法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	日 額
①理事会等会議への出席	金 15,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて第4条に規定する法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	日 額
①評議員会等会議への出席	金 15,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	日 額
法人・施設業務のための出勤	金 15,000 円

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	日 額
法人及び施設の指導検査への立会等	金 15,000 円

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。